

東京都環境保全資金

この制度は、中小企業（個人事業者を含む。）の方が低公害・低燃費車を購入する際、東京都が融資をあっせんし、東京信用保証協会の信用を得て、取扱金融機関が融資するものです。

～ポイント～

◆融資利率が低利！：長期プライムレート※以内、固定金利

※（参考）令和5年1月融資利率1.40%、利率は変動しますので金融機関に御確認ください。

◆補助金の交付！：利子の1/2、信用保証料の2/3を都が補助

融資対象車両等

○対象車両：指定低公害・低燃費車

指定低公害・低燃費車（九都県市指定）については、東京都環境局ホームページを参照してください。

○条件：買換え。現在所有の東京都内登録の車両を廃車する必要があります。

なお、乗用車は、指定低公害・低燃費車以外の車からの買換えが対象です。

また、次の条件を全て満たしている場合に限りです。

- (1) 車両総重量が同等程度の買換えであること。
- (2) 現在所有の車を廃車（道路運送車両法に基づく永久抹消登録、一時抹消登録又は輸出抹消登録）すること。
- (3) 廃車する車の車検証上の所有者が申込者と同一であること。
- (4) 廃車する車が東京都のディーゼル車規制に適合し、又は規制対象外であること。
- (5) 乗用車から貨物車等（その逆を含む。）、使用目的が異なる自動車への買換えでないこと。

融資条件等

- (1) 融資限度額：1億円／1企業

☆融資対象額には車両本体の他に、架装、必要付属品（オプション）、自動車重量税、自賠責保険料、手続代行費用、法定費用等の諸経費及び消費税を含む。

- (2) 融資利率：東京都受付時の長期プライムレート以内（固定金利、年利）
- (3) 貸付期間：7年以内
- (4) 償還方法：毎月元金均等返済（元金6か月据置）

東京都の補助率

融資対象車両	条件	東京都補助率
指定低公害・低燃費車	買換え	利子補助 1/2 保証料補助 2/3

受付期間・取扱先

令和5年4月3日（月曜日）～令和6年3月29日（金曜日）、必着

取扱金融機関にお申し込みください。*取扱金融機関については、4ページを御覧ください。

融資を利用できる方

- (1) 中小企業者（個人事業者を含む。）又は組合で、東京信用保証協会の保証対象事業を営んでいること。
- (2) 東京都内に住所（法人は、主たる事業所）を有し、かつ、事業を営んでいること。
- (3) 東京都の法人事業税（又は個人事業税）等を滞納していないこと。
- (4) 購入予定車は**未使用で未登録**（中古車は対象外）のもので、購入後東京都内で登録すること。
- (5) 連帯保証人（会社一代表者個人、組合一原則として代表理事）を有すること。

なお、個人事業者の場合は、原則として連帯保証人は不要です。

※ この融資の保証を含めた保証残高が、8,000万円を超えるものは、必要に応じ物的担保が必要です。

申込時に必要な書類

●：原本 ○：写し

	東京都	保証協会	金融機関
丸印のついた書類を全て取扱金融機関へ提出してください。			
1 東京都環境保全資金融資あっせん申込書（第1号様式）	●		
2 誓約書（第1号様式その1）	●		
3 法人(個人)都民税又は法人(個人)事業税の納税証明書 （3か月以内の発行のもの）	○注3	○注3	
4 履歴事項全部証明書（個人事業者＝住民票記載事項証明書） （3か月以内の発行のもの）	○注3	○注4	○
5 購入予定の車両・架装等の見積書 注1	○	○	○
6 購入予定の車両・架装等の諸元表 注2	○	○	○
7 信用保証依頼書（金融機関が記入する書類）		●	○
8 信用保証委託申込書・契約書		●	
9 申込者及び連帯保証人の印鑑証明書 （3か月以内の発行のもの）	○注5	○注4	
10 直近2期分の確定申告書（決算書）		○	○
11 廃車する車両の自動車検査証 （電子車検証の場合は自動車検査証記録事項を出力したもの）	○		
12 廃車する車両（ディーゼル車）が粒子状物質減少装置 装着車の場合は、装置装着証明書	○		

注1 見積書には、販売店の社印が必要です。

注2 諸元表（車両等の形式、番号、寸法、重量、定員、性能等を記入した一覧表）は、車両カタログに記載されています（対象車両に○を付けてください）。

注3 同一年度内に複数回申し込む場合は、2回目から省略可能です。

注4 保証協会に初めて申し込む場合に提出。2回目以降は原則として前回までの利用時から変更のあった場合に提出してください。

注5 連帯保証人の印鑑証明書の写しについては、東京都への提出は不要です。

事務の流れ

- (1) お客様が、申込書等必要書類を取扱金融機関へ提出する。
- (2) 取扱金融機関が、東京都用と保証協会用の書類とを併せて、東京都へ送付する。
- (3) 東京都が、融資あっせんの可否を決定する。
- (4) 東京都が、お客様へ決定通知書を送付し、東京信用保証協会へ書類を送付する。
- (5) 東京信用保証協会が、審査を行い、信用保証諾否の通知がお客様に届く。
- (6) 取扱金融機関が、お客様に融資を行う。
- (7) 取扱金融機関が、融資実行後に貸付実行報告書等を東京都へ送付する。
- (8) お客様が、車両の購入・登録後に東京都へ完了届等必要書類を送付する。

融資実行後の注意点と提出書類

融資を受けた後、3か月以内に車両を購入し、車検登録後30日以内に、次の書類を東京都へ必ず提出してください。

- (1) 完了届兼利子補給金等交付申請書
(用紙は、融資あっせん決定通知書と併せて発送します。)
- (2) 支払金口座振替依頼書
(用紙は、融資あっせん決定通知書と併せて発送します。
※口座は、原則として融資金融機関(支店)とします。)
- (3) 購入した車両の自動車検査証の写し(車検証)
※電子車検証の場合は自動車検査証記録事項を出力したもの
- (4) 旧車両(所有者名称にて抹消)の登録事項等証明書、輸出抹消仮登録証明書(道路運送車両法第15条の2)又は登録識別情報等通知書(同法第16条)のいずれかの写し

利子補給金・信用保証料補助金の支払及び交付条件

毎年3月から翌年2月末までに支払われた利子の補給金及び同期間分として支払われた信用保証料の補助金を4月下旬頃に口座振替の方法で支払います(信用保証料を一括納入した場合においても、分割納入したものとして補助を行います。)

注意点：次の条件が満たされない場合は、利子の補給金及び信用保証料の補助金が受けられませんので、御注意ください。

- (1) 融資資金は、令和5年度東京都環境保全資金融資あっせん要綱に基づく自動車の購入のために使用し、他の目的に使用しないこと。
- (2) 車両の購入(登録)は、融資実行後、原則として3か月以内に行うこと。
- (3) 完了届提出時まで旧車両の抹消登録を必ず行うこと。

また、令和6年1月末日までに、東京都に上記完了届等の書類の提出がない場合は、令和5年度分の利子補給金及び信用保証料補助金の交付は、令和7年4月下旬となります。あらかじめ御了承ください。

注意事項

- (1) 車両の購入・登録は、取扱金融機関からの融資実行通知を受けた後に行ってください。取扱金融機関からの融資審査結果の通知前に購入・登録を行った場合、融資が実行されないことがありますので、御注意ください。
- (2) 買換えが条件のため、旧車両の廃車は、東京都からの融資あっせん決定通知を受けた後に行ってください。
- (3) 東京都受付後、あっせん可否の決定までには2週間程度を要します（その他に取扱金融機関及び東京信用保証協会での審査があります。）。時間に余裕をもってお申し込みください。

取扱金融機関

- ◇ きらぼし、三菱UFJ、東日本、みずほ、三井住友、山梨中央、りそな、千葉、横浜、北陸、群馬、東和の**各銀行**
- ◇ **商工組合中央金庫**
- ◇ **都内に本店を有する信用金庫及び東京ベイ信用金庫**
- ◇ あすか、東、共立、江東、七島、青和、全東栄、第一勧業、大東京、東京厚生、東浴、中ノ郷、ハナ、文化産業の**各信用組合**
- ◇ **東京都信用農業協同組合連合会**

問合せ先

- 上記各取扱金融機関
- 東京都 環境局 環境改善部 自動車環境課 低公害化支援担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 20階

電話：03（5388）3535(直通) FAX：03（5388）1382

東京都環境局ホームページ

<自動車環境>のカテゴリ参照

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/subsid.html>

上記URLから「融資あっせん制度」をクリックしてください。
制度の説明のほか、申込書をダウンロードすることができます。



☆指定低公害・低燃費車については、「融資あっせん制度のご案内」サイトの
《制度の概要》の項目から、指定低公害・低燃費車の説明を御覧ください。

登録番号 (4) 64
環境資料第 34049 号